

令和3年10月22日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行について

本県においては、直近1週間の10万人当たり累積新規感染者数は0.3人前後で推移し、香川県対処方針の対策期では「感染予防対策期」レベル相当まで減少しておりますが、感染の下降局面では、感染の再拡大に備え、医療提供体制に支障をきたさないよう、より慎重に指標を見極める必要があることなども踏まえ、10月23日（土）以降、当面の間、本県の警戒レベルを、現在の「感染拡大防止対策期」から1段階引き下げ、「感染警戒期」に移行することとしました。

「感染警戒期」においては、引き続き、県民の皆さまには、他の都道府県との不要不急の往来を慎重に検討していただくことや、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えていただくことなどについてお願いするとともに、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるよう、お願いすることとしています。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「感染警戒期における対策（10月23日以降）について」（[資料1](#)）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底についてご協力いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350